



内陸部の危険物施設における「消防技術説明者制度」

川越地区消防局 予防課保安担当
福島 史也

●はじめに

川越地区消防局は、埼玉県のほぼ中央に位置する川越市と川島町の1市1町で構成された一部事務組合の消防局です。

管轄する川越市は、江戸文化の影響を多く受け、小江戸川越と呼ばれ、今も、江戸の情緒を色濃く残し、蔵造りの町並みやユネスコ無形文化遺産に登録された川越氷川祭の山車行事（川越まつり）など、魅力ある歴史的・文化的な遺産が数多く残っています。

また、川島町は、その町名のとおり、四方を「川」に囲まれた「島」のような町で、今なお多くの緑を残しており、四季折々の風景が、心を和ませてくれる一方、産業団地の整備が進み、町には、新たな活気もたらされています。



川越地区消防局



蔵造りの町並み
川越市市勢要覧2023引用

●背景

全国的に危険物施設数は、減少傾向にあるものの事故件数は増加しており、重大事故による被害も散見されています。当局においても同様の傾向で、重大事故へ進展するおそれのあった事故も発生しており、災害時の危険物施設の潜在的な危険性をどのように把握していくか課題として抱えていました。

令和3年度、人材育成の一環として、他市消防本部（川崎市消防局様）に実務研修へ伺った際、石油コンビナート地区の特定事業所等を対象とした「消防技術説明者制度」をご教示いただき、管内の危険物施設においても、この制度を展開することによる効果を確認し、「消防技術説明者制度」導入に向けた検討を始めるに至りました。

以下、海のない内陸部に位置し、石油コンビナート等特別防災区域外の当局が、令和4年4月1日より危険物施設の重大事故防止及び消防隊員等の受傷事故撲滅を目的として運用を開始した、危険物施設の安全対策「消防技術説明者制度」について紹介します。

●内容

制度の説明

消防技術説明者とは、災害時における事業所から消防への情報提供の窓口となる者のことで、発災施設を詳しく知る事業所職員等を「消防技術説明者」として選任してもらい、この消防技術説明者から消防部隊に対し、災害状況、施設概要、拡大危険等の情報が提供される仕組みです。

最先着消防部隊への情報提供は、事業所正門前など予め定めた場所とし、「災害発生時の最先着消防部隊への情報提供

シート（以下、「シート」という。）を用いて行われます。

事業所で把握した情報は、必ず消防技術説明者が内容を取りまとめ、消防に提供されることで、時々刻々と変化する災害現場においても、正確な情報共有が随時可能となり、安全かつ適切な消防活動に繋がります。

災害発生時の最先着消防部隊への情報提供シート
時 分 現在

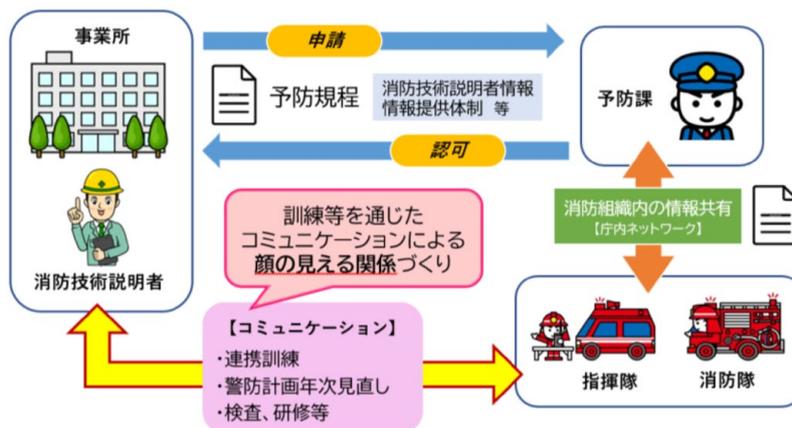
No.	情報収集項目		備考
	初動情報	詳細情報	
1	要救助者	有・無 <input type="checkbox"/> 逃げ遅れて救助要 <input type="checkbox"/> 所在不明で救助要 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 男 名 <input type="checkbox"/> 女 名 <input type="checkbox"/> 調査中
	行方不明者	有・無 <input type="checkbox"/> 所在不明 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 男 名 <input type="checkbox"/> 女 名 <input type="checkbox"/> 調査中
	負傷者	有・無 <input type="checkbox"/> けが人・中毒症状あり <input type="checkbox"/> 意識なし <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 男 名 <input type="checkbox"/> 女 名 <input type="checkbox"/> 調査中
2	人体危険	有・無 <input type="checkbox"/> 有毒物質 <input type="checkbox"/> 高温ガス <input type="checkbox"/> 感電危険 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 制御不能な異常圧力	
	爆発危険	有・無 <input type="checkbox"/> 爆発性危険物 <input type="checkbox"/> 重合反応等 <input type="checkbox"/> その他	
	拡大危険	有・無 <input type="checkbox"/> 緊急使用操作困難 <input type="checkbox"/> 周囲低成可能性あり <input type="checkbox"/> 排水溝への流出危険 <input type="checkbox"/> その他	
	注水危険	有・無 <input type="checkbox"/> 禁水性物質 <input type="checkbox"/> 有毒ガス <input type="checkbox"/> 水蒸気爆発 <input type="checkbox"/> 感電 <input type="checkbox"/> その他	
3	(施設名称)	<input type="checkbox"/> 危険物施設 <input type="checkbox"/> 少量・指定可燃物施設 <input type="checkbox"/> 高圧ガス施設 <input type="checkbox"/> 毒劇物施設 <input type="checkbox"/> 火薬類施設 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 構内区 <input type="checkbox"/> 工程区 <input type="checkbox"/> 機器区 <input type="checkbox"/> 平面区 <input type="checkbox"/> 立面区
	(免災部位)		
4	(物質名)	<input type="checkbox"/> 危険物第 類 引火点 °C・発火点 °C	<input type="checkbox"/> SDS
5	(物質名) (流出量 約 リットル)	<input type="checkbox"/> 指定可燃物 <input type="checkbox"/> 可燃性ガス <input type="checkbox"/> 毒物 <input type="checkbox"/> 劇物 <input type="checkbox"/> 火薬 <input type="checkbox"/> 爆薬 <input type="checkbox"/> 火工品	
6	免災施設の停止措置	有・無	
	隣接施設の停止措置	有・無	
7	活動状況	<input type="checkbox"/> 消火・ <input type="checkbox"/> 冷却・ <input type="checkbox"/> 脱離・ <input type="checkbox"/> 避難・ <input type="checkbox"/> その他	

直ちに消防隊へ情報提供する場合 → 情報の未提供の場合は、判明した時点で状況変化により記載内容に変更が生じた場合

●対象事業所について

対象事業所は、「指定数量10倍以上の製造所又は一般取扱所（予防規程作成義務あり）を有し、かつ、一定数以上の危険物施設を有するもの」としました。事業所が作成する予防規程に、事業所側の組織体制として「消防技術説明者選任」と「消防技術説明者による情報提供体制」を明記することにより、本制度の運用に実効性をもたせる効果があります。

令和5年4月1日現在、対象7事業所計258施設に消防技術説明者が選任され、管内の全危険物施設数（749施設）における消防技術説明者選任施設数の割合は、1/3を超えています。



導入に向けた準備

導入に際しては、本制度が消防部隊の活動支援に大きく寄与することを重視し、予防課だけでなく、警防課、指揮統制課、管轄署との検討を重ね準備を進めました。これを受け、警防課では消防活動基準及び警防計画策定要領の内部規程の改正を、指揮統制課では現場指揮活動チェックリストの策定を行いました。併せて、消防相互応援協定を結び近隣消防本部に対し、本制度についての説明と周知を図りました。

対象事業所からは、人事異動などによる消防技術説明者変更に伴って生じる消防への事務手続きに対して不安の声が寄せられたため、新たに届出の仕組みを整え、対象事業所が本制度を実行しやすい仕組みとしました。

●成果

本制度の実効性を確保するため、対象事業所において当局消防部隊と事業所との連携合同訓練を、令和4年4月1日の運用開始以降、順次実施しました。

訓練は、事業所自衛消防隊の活動に、消防技術説明者による当局消防部隊への情報提供及び連携等を盛り込んだ想定とすることで、実災害時の連携及び対応について相互の役割を確認しました。訓練を通じて、本制度の重要性と今後の継続的な取り組みの必要性を相互に確認することができました。



※以下、訓練実施後の訓練参加者の主な意見

【事業所の意見】

- ・「連携訓練を実際に実施してみて、実災害時の消防の動きやどんな情報を必要とするのか具体的に分かり、良い機会となった。」
- ・「訓練想定段階から消防の方々と協議しながら準備を進めることは、従業員の火災予防や事故防止に対する刺激となり、防火意識の向上につながる。」

【当局消防部隊の意見】

- ・「本制度の最大のメリットは、消防技術説明者を通じて、危険物施設特有の危険情報等を的確に収集できることにある。シートによる情報提供は、消防が必要とする情報と、事業所が提供すべき情報を、あらかじめ「見える化」し、平時から互いに確認しておくことで、実災害の混沌とした状況下においても相互理解を深めることが可能となる。」
- ・「消防技術説明者からの情報提供により、早期に適切な活動方針を立てることが期待できるほか、危険情報の共有によって二次災害の防止を図ることができる。」
- ・「災害場面に応じて、その都度、消防技術説明者から必要な情報収集ができるため、安全かつ適切な消防活動の実施が可能となり、災害の拡大防止及び被害の軽減に繋がる。」

なお、本制度導入後、対象事業所での事故は発生していません。(令和5年8月31日時点)

●特記事項

今後に向けて

「消防技術説明者制度」は、災害時における事業所側の情報提供者の明確化とシートの活用による情報の見える化を柱とした制度です。今後、より良い制度として定着させるためには、平時の業務を通じて、事業所との顔の見える関係を作りあげていくことが重要と考えます。今年度も事業所との連携合同訓練を引き続き行い、「消防技術説明者制度」の定着と発展に努めています。

令和5年度、当消防局は、組合設立50周年を迎えました。次の半世紀に向け、本制度を最大限活用しながら、「住民が安心・安全を実感できるまち」の実現に向けて取り組んでまいります。

今回紹介させていただいた、内陸部の危険物施設における「消防技術説明者制度」は、第7回予防優良業務事例表彰において、優秀賞をいただくことができました。